

内閣法制局における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準を次のように定める。

平成 17 年 3 月 31 日

内閣法制局長官 阪田 雅裕

内閣法制局における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき内閣法制局長官が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

- 1 開示する旨の決定（法第 18 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第 16 条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第 18 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報がすべて不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第 17 条）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を内閣法制局において保有していない場合又は開示請求の対象が法第 45 条第 2 項に該当する場合若しくは法第 2 条第 5 項に規定する保有個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求の対象が法第 45 条第 1 項に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
 - (5) 開示請求書に法第 13 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正できると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

3 前2項の不開示情報に該当するかどうかの判断は、法第14条に基づいて行う。

第2 訂正決定等の審査基準

- 1 訂正をする旨の決定（法第30条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合における訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
- 2 訂正をしない旨の決定（法第30条第2項）は、訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が利用目的の範囲を超えるときに該当する場合に行う。

第3 利用停止決定等の審査基準

- 1 利用停止をする旨の決定（法第39条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当する場合に行う。この場合における利用停止は、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行う。
 - (1) 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は法第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。
 - (2) 法第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき。
- 2 利用停止をしない旨の決定（法第39条第2項）は、利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときに該当する場合に行う。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月12日内閣法制局訓令第2号）

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。